政令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十二号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「九人」を「八人」に、「検察官」を「、検察官」に改め、「、一人は関係のある他の職を占める者を」を削る。

附　則

この政令は、令和元年七月九日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十三号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項、第二十一条第一項第一号並びに第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項中

ル　出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業
ヲ　出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

を

ル　出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業	出力が三万キロワット以上四万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業
ヲ　出力が四万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	出力が四万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業
ワ　出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業
カ　出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

に改める。

別表第二中十九の項を二十の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次のように加える。

十六　別表第一の五の項のワ又はカに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第三中十九の項を二十の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十五の項中「ル又はヲ」を「ワ又はカ」に改め、同項を同表の十六の項とし、同表の十四の項の次に次のように加える。

十五　別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

環境大臣　原田　義昭

内閣総理大臣　安倍　晋三